

## 1 事業の目的

令和5年8月に産学官が連携し、若者がXRの活用を通してものごとを生み出す面白さややりたいことを実現する拠点として立ち上げた「ヤマガタリアルメタバーズ研究所」を運営するとともに、企業におけるXR技術導入機運の醸成、県民のXRに対する関心の向上、デジタル人材の育成を図っていくものとする。

## 2 委託業務の内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を委託する。

### (1) 「ヤマガタリアルメタバーズ研究所」の運営

#### ① XRビジネス創出事業の総合的な情報発信

- ヤマガタリアルメタバーズ研究所の活動、関連イベント、事業成果物等の発信
- SNS、ホームページ、プレスリリース等を活用した広報活動の実施

#### ② ホームページの運営管理

- コンテンツ管理、掲載情報の更新、問い合わせ対応
- セキュリティ対策の実施、サーバー管理
- ホームページについては、令和6、7年度の「ヤマガタリアルメタバーズ研究所運営業務委託」において作成した内容との連続性を持たせること

#### ③ 会員管理

- 会員登録の受付、管理
- 会員向け情報の提供

### (2) 「ヤマガタリアルメタバーズ研究所」の活動

#### ① 県内各高校等に出向いてのXR体験会の実施

- 体験会会場の選定、連絡調整
- 県内各高校等でのXR技術の紹介、体験機会の提供
- 必要な機材の準備、指導員の派遣、参加者管理（なお、HMDについては県所有のMeta quest3を6台使用することが可能）
- 高校での体験会については、県内4ブロックにおいて、少なくとも各1校で開催すること

- ② 県が作成したXRコンテンツ体験会に関する業務
  - 「Yamagata XR AquARium」及び「時を駆ける幻の交響楽団」の体験会の提供
  - 体験会の周知・集客
  - 必要な機器・備品等の準備
  - コンテンツデータ及び「時を駆ける幻の交響楽団」で使用するHMD（4台）は県から提供するものを使用すること
  - 開催回数はそれぞれ1回以上とすること
- ③ 企業向けXRセミナーの開催
  - 県内企業を対象としたXR技術の導入や活用事例を紹介するセミナーの開催
  - 企業ニーズ把握、講師選定・手配、当日の運営
  - 参加者の募集、管理
  - 開催回数は1回以上とすること

(3) ビジネス創出に結びつく技術習得プログラム実施に関する業務

① 技術習得プログラムの企画・運営

- 県内の社会人や大学生、専門学生を対象とした、XRビジネスの創出に結びつく企画・制作プログラムの提供
- 講師選定・手配・当日の運営
- 必要な機器・備品等の準備
- プログラムの日程や実施形態は県と協議のうえ決定すること

② 受講者の募集・管理

- 受講者数は20名以上とすること
- 受講者の募集・管理

(4) 委託業務のプロジェクト推進等に関する業務

プロジェクト定例会を開催し、進捗報告を行うこと。併せて議事録等を作成し、提出すること。

(5) その他

県が実施する他のXRビジネス創出関連事業との連携のもと、委託業務を実施すること。

### 3 KPIの設定

業務の遂行にあたり、2(2)の①、②、③、(3)②について、事業効果を示すための具体的な数値目標を1つずつ設定すること。

### 4 委託業務の対象経費

委託業務の対象経費は、以下に示す経費とする。

#### (1) 人件費

報酬・給与、手当、福利厚生費（法定福利費、健康診断料及び福利環境整備費をいう）

#### (2) 運営費

謝金、旅費、借料・損料、通信運搬費、会議費、資料作成費、消耗品費、委託費、印刷製本費、雑役務費、資料購入費、広告料、通信回線使用料（インターネットプロバイダー契約料及び接続料を含む）、事務機器リース料等

### 5 成果品

(1) ヤマガタリアルメタバース研究所会員名簿

(2) 年間業務報告書（活動実績、KPI 評価）

### 6 特記事項

(1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。

(2) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任をもって対応するものとする。

(3) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

### 7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、またはこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。